

地権者の皆様におかれましては、日頃より上河原崎・中西地区のまちづくりについて、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今回のまちづくりニュースでは、『事業計画の決定』、『申出換地』、『相談窓口』等についてお知らせいたします。



□事業計画が決定されました。

事業計画については、『事業計画(案)に関する説明会』の開催後、平成 12 年 10 月 20 日から 11 月 2 日まで『事業計画(案)の縦覧』を行い意見書の提出がありました。

その後、平成 12 年 12 月 25 日の茨城県都市計画審議会に意見書を付議し、審査を受けました。その結果、事業計画(案)のとおり進めることが認められましたので、平成 13 年 2 月 28 日に国土交通大臣の認可を受け、同日付けで『事業計画の決定』を行い、本格的な事業がスタートしました。

□『申出換地に関する説明会』が開催されました。

かねてよりご案内してまいりました『申出換地に関する説明会』を、平成 13 年 1 月 30 日から 2 月 17 日まで全 9 回開催いたしました。

- 期 間：平成 13 年 1 月 30 日から 2 月 17 日
- 対 象：上河原崎・中西地区の地権者の皆様
- 場 所：各集落会場、谷田部圏民センター、つくば国際会議場
東京国際フォーラム
- 出席者：114 名
- 説明内容：①事業計画決定を経て皆様の仮換地が決まるまで
②申出換地に関する内容等について
③申出換地の申出手続き等について

□申出換地（申出書）の提出期限が迫っています。

新線沿線開発（つくば地区）では、一般的な換地を原則としながら事業計画における土地利用の計画的実現と、地権者の皆様が希望される将来の土地活用を有効的に実現するため『申出換地』を導入しています。

『申出換地』をご希望される場合には、皆様の土地活用意向について「申出書」又は「(仮)申出書」として提出していただくことが必要となります。この提出期限が迫っております。

●申出書の提出

提出期間：事業計画決定の公告日から60日以内
(平成13年2月28日から4月28日)

提出方法：平成13年4月28日までに、県南都市建設事務所まで、同封の返信用封筒にて返送してください。
(平成13年4月28日の消印まで有効となります。)

●申出条件等

平成13年1月下旬にお送りしました『申出換地に関する説明会』、『参考資料』をご覧ください。

●申出書の記入

平成13年2月下旬にお送りしました『事業計画の決定に伴うご案内』、『記入例』を参考に『提出用紙』にご記入ください。

□アンケート調査票の提出をお願いします。

平成13年2月下旬にお送りしました『換地の申出についてのアンケート調査票』の提出をお願いいたします。

このアンケート調査票につきましては、『申出換地』について「申出する」、「申出しない」に関わらず、**全ての皆様**にご提出をお願いいたします。

●アンケート調査票の提出

提出期限：平成13年4月28日まで

提出方法：県南都市建設事務所あて、同封の返信用封筒にてご返送をお願いいたします。

□基準地積の更正の申請期限が迫っています。

基準地積の更正は、登記簿地積と実測地積に著しい差がある場合に、土地所有者から申請していただくことになります。この申請期限が迫っております。



●申請期間：事業計画決定の公告日から60日以内
(平成13年2月28日から4月28日)

●申請方法：平成13年2月下旬にお送りしました『事業計画の決定に伴うご案内』をご覧ください。

□借地権、永小作権等の権利がある場合は、権利の申告を行ってください。

登記簿に記載されていない権利は、皆様から申告していただくことになります。特に建物の所有を目的とする借地権については、土地区画整理審議会委員の被選挙権と選挙権がありますので、早めに申告をお願いします。

※内容、手続き等については、平成13年2月下旬にお送りしました『事業計画の決定に伴うご案内』をご覧ください。

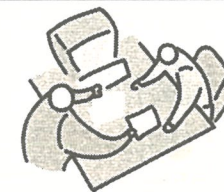
□建築行為等をおこなうには許可が必要となります。

事業計画の決定に伴い、建築行為等（建築、土地の形質の変更、土砂等のたい積等）をおこなう場合には、土地区画整理法により制限されます。

※内容、手続き等については、平成13年2月下旬にお送りしました『事業計画の決定に伴うご案内』をご覧ください。

□相談窓口を開設しています。

「事業計画の決定」に伴う諸手続きや「申出換地に関すること」等のさまざまなご質問にお答えするため、3月より**相談窓口**を開設しております。



●開設場所：谷田部圏民センター 2階会議室

●開設日程：4月11日(水)、14日(土)、20日(金)、22日(日)、26日(木)

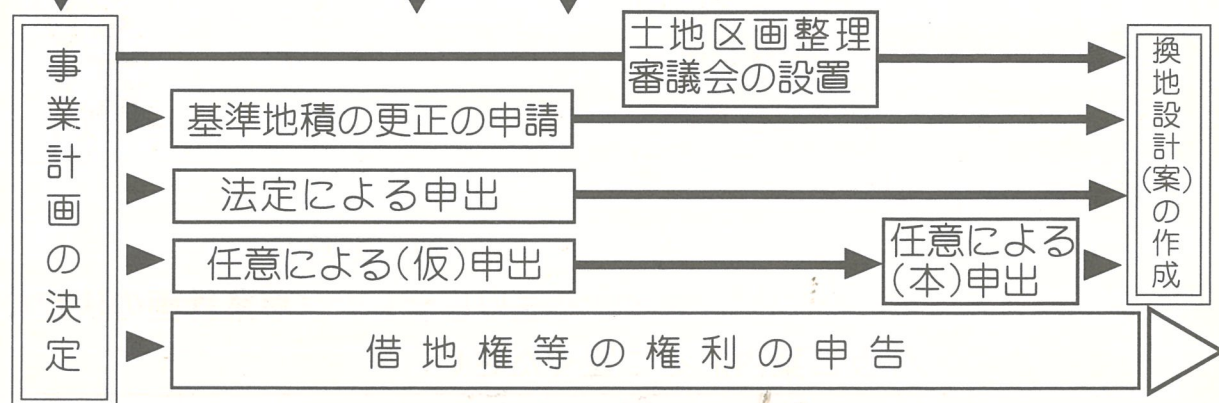
●開設時間：午前10時から午後4時まで

※相談日当日は、混雑が予想されますので、事前に電話で予約をお願いいたします。

相談窓口受付予約専用電話 0298-59-0151

□今後の進め方

(平成 13 年 2 月 28 日) (現時点) (平成 13 年 4 月 28 日)



□住所・氏名、所有権等の権利を変更しようとするときは、ご連絡を。

事業を円滑に進めるため、土地の所有や借地の状況について常に把握しておく必要があります。そのため、住所・氏名及び所有権等の変更があった場合には、県南都市建設事務所までご連絡ください。

- 住所・氏名が変わったとき (届出用紙をご請求ください。)
- 所有権等の権利が変わったとき (届出用紙をご請求ください。)
- 所有権を分筆しようとするとき (事前にご相談ください。)

ご連絡をいただけないと、今後重要な通知等をお届けできなくなることや換地上の支障が出ることもありますので、ご協力をお願いいたします。

□県南都市建設事務所の組織・体制が変わりました。

平成 13 年 4 月より、県南都市建設事務所の組織の変更があり、上河原崎・中西地区の担当が、整備第三課から下記のとおり変わりました。

- 所 在 : 〒 305-0033 つくば市東新井 15-2 ろうきんビル 4 階
- 担 当 : 茨城県県南都市建設事務所 つくば地区整備部 整備第二課



【問い合わせ先】

茨城県県南都市建設事務所 つくば地区整備部 整備第二課 TEL0298 (59) 0071

つくば市 新線推進室

TEL0298(36)1111 内線2274